

第3回 新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会 ＜議事要旨＞

○日 時：令和5年1月6日（金）9：00～10：45

○場 所：経済産業省本館17階第1・2共用会議室

○出席者：川村座長（一般社団法人グローバル政策研究所 代表理事）、伊東委員（株式会社フィクロス・デジタル 代表取締役社長）、伊藤委員（埼玉県鍍金工業組合 理事長（日本電鍍工業株式会社 代表取締役））、翁委員（株式会社日本総合研究所 理事長）、川寄委員（株式会社東研サーモテック 相談役）、中嶋委員（板橋区立企業活性化センター センター長）、家森委員（神戸大学経済経営研究所 教授）

※財務省からは、奥総括審議官が出席

※金融庁からは、伊藤監督局長が出席

※商工中金からは関根社長、鍛冶専務が出席

※伊東委員、翁委員、川寄委員、家森委員はWEB会議にて出席

○ヒアリング対象者：

株式会社ライフサポート・エガワ（江川代表取締役）、株式会社ヒルタ工業（晝田代表取締役会長）、一般社団法人全国地方行協会（千葉銀行 篠崎取締役専務執行役員）、一般社団法人第二地方銀行協会（栃木銀行 橋本専務取締役、居戸副会長・専務理事）、一般社団法人全国信用金庫協会（浜松いわた信用金庫 三輪専務理事、市川常務理事）、一般社団法人全国信用組合中央協会（吉澤専務理事）、全国銀行協会（三菱UFJ銀行 江連会長行室長）

○議事の概要：

- 冒頭、座長から以下のとおり挨拶。

【座長】

- ・ 商工中金の大きなステークホルダーのうち、前回・前々回に引き続き、利用者である中小企業組合・中小企業の方々にお話をお伺いするとともに、もう一つの大きなステークホルダーである金融機関団体からもお話をお伺いする。
- ・ 金融機関は、商工中金の過去の不祥事において、迷惑を被った立場であり、現在、我々がやっている商工中金改革の議論について、忌憚のないご意見を頂戴したい。
- 次に、事務局から資料3に基づき、第2回検討会での関根社長の説明、委員の主な意見と商工中金に対する期待・要望に関して説明。
- 続いて、関根社長から資料4-1、資料4-2に基づき、民間金融機関との連携・協業に関する商工中金のスタンス、第2回検討会で出された質問事項に対する回答に関して発言。主な発言は以下のとおり。

【商工中金】

- ・ 本日のテーマに則り、地域金融機関との連携・協業に関する商工中金のスタンス・考

え方について説明する。

- ・まず始めに、「商工中金と民間金融機関の皆さまとは、地域経済やそこで事業を営む中小企業の皆さまを共に支えるという共通の価値観を共有するパートナーであり続けたい」、これが今の商工中金の経営スタンスの一つであると宣言させていただく。
- ・資料4-1に、「サマリー」を3点まとめている。1点目は、店舗網や保有するノウハウ・情報の異なる地域金融機関とは、地域経済や中小企業にとって必要なものを相互に補完し合って提供できる関係であり、商工中金から提供していくことで様々な貢献ができる関係だと考えているということ。2点目は、そもそも商工中金単体では出来ることは限られていると考えているということ。3点目は、この4年間の取組みは、着実に実績となっており、企業にも連携した金融機関にも、評価を頂いており、今後この活動を推進していきたいということ。
- ・加えて、商工中金がメンバー・中小企業のため、ひいては地域経済を支えるためには、地域金融機関との連携・協業が、危機時であろうが平時であろうが必要・不可欠であり、これは、将来にわたり不変的なものであると考えている。
- ・今回、商工中金の在り方や民営化が決定した上では、商工中金が自立し、真に中小企業の役に立ち続けていくために、地域金融機関とますます関係性を強化させていただく必要があり、また、信頼関係の上で、一緒に仕事していきたいと考えている。

- 次に、事務局から資料5に基づき、第2回検討会が出されたご指摘に対する事務局の考えを説明。

- 続いて、取引先ヒアリングを実施。主な発言は以下のとおり。

【江川氏】

- ・営業拠点の新設に伴い、過去最大の売上を記録したが、同時に過去最大の赤字を計上することになった。その際、商工中金とメインバンクが引き続きの支援を確約してもらったことにより、他の地方銀行から新規の取引を開始してもらうことができた。
- ・メインバンクと地方銀行の役割分担としては、メインバンクには、当社全体の運転資金と本部の設備資金に関する融資をお願いしているのに対して、地方銀行には、各地方の営業所での設備資金と、そこで働く従業員の住宅ローンや教育ローンなどのサポートをしてもらっている。
- ・事業者の立場から言えば、中小企業専門・全国ネットというような商工中金の強みと、地域に最も精通した地域金融機関の強みは、どちらも我々にとって重要であり、それらを連携して発揮してもらうことが、極めて効果的であると実感している。その意味では、商工中金の業務範囲が地域金融機関と並ぶことも、同じサービスが提供できることも、大変重要だと考えている。
- ・4年間の改革により、商工中金は地域金融機関との連携にも十分に取り組んでおり、これは民営化を前提に関根社長の下で改革を進めてきた成果だと思う。
- ・これまでは、法律に「民営化に向けて」とあるので、この方向性は「仕方がないもの」と受け止めていたが、商工中金は着実に民営化に向け努力し、成果を上げてきた。その努力は我々中小企業のためである。そうした努力を無駄にしないためにも政府株を手放し、民営化に進むべきだと思う。積極的に賛成したい。ぜひ民営化してアップデー

トされた商工中金になることを期待する。

- ・第1回検討会の冒頭で、西村大臣が本検討会は「中小企業のために商工中金の在るべき姿を議論する場」であるといった趣旨の発言があった。こうした観点での議論を強くお願いしたい。

【晝田氏】

- ・排水処理施設の整備など、簡単に利益を生み出さないが必要な投資について、高度化資金を利用。これは、商工中金と民間金融機関が協調して支援してもらった結果、成立したもの。
- ・私たちの協同組合には現在12社が加盟しているが、そのうちの1社は、日本共創プラットフォームからの出資を受けた結果、全国へと事業を拡大することができた。
- ・商工中金の独自性としては、すぐに利益を生み出さないが企業にとって必要な案件について、返済期間が長いという特性を活かして投資することが可能な点。これは、この国の企業の発展を支援するという観点からも非常に有用であると考えている。
- ・商工中金は、関根社長就任後、非常に前向きな改革に取り組んでおり、これを一段前に進めるという趣旨からも、民営化の方向性には賛成したい。
- ・ただ、民営化を進めることで、商工中金の独自性が失われてしまっは困るため、引き続き商工中金が、中小組合・中小企業のための金融機関で在り続けるためにも、株主資格制限や特別準備金といった必要な措置はしっかりと残してほしい。

● 続いて、金融団体ヒアリングを実施。主な発言は以下のとおり。

【地銀協】

- ・商工中金と民間金融機関との連携・協業の状況について、昨年8月～9月に地銀協が実施したアンケート結果によると、商工中金の新たなビジネスモデルについては、会員銀行から一定の評価が寄せられており、現在のビジネスモデルを継続・深化させることが、民間金融機関との連携・協業に寄与すると考えている。ただ、このような評価というのは、コロナ禍という特殊な環境下におけるものであり、完全民営化を前提とする場合は、改めて会員銀行の意見を集約する必要があるということは申し添える。
- ・商工中金の今後の在り方に対する期待としては、前回の在り方検討会における提言を踏まえた新たなビジネスモデルを引き続き維持していただき、民間金融機関との相互補完のもと、連携・協調が進むことを期待。
- ・一方で、中小企業を取り巻く環境は、コロナ対応に加え、ロシア・ウクライナ問題や円安による資源高・コスト高への対応等に関して、困難かつ先行きが不透明な状況にあり、民営化のタイミングについては、ウィズ・ポストコロナにおける新たなビジネスモデルの定着状況を見極めるとともに、多様なステークホルダーの意見を聴くなど、慎重に判断してほしい、
- ・民営化にあたっては、段階的な進め方も考えられ、その場合、財務面・制度面等において直接・間接の政府関与が残る間は、商工中金の各種貸付制度、提供サービス等に関し、民間金融機関との適正な競争関係の確保が必要。
- ・民営化に伴い、収益追求に傾斜することで、新たなビジネスモデルに逆行した競争激化を懸念する声もある。商工中金のガバナンスにおいて、ビジネスモデルの定着・深

化を担保するための枠組みとして、例えば、民間金融機関の声を反映する仕組み等が必要でないかと考える。

- ・危機対応業務への民間金融機関参入は、一部手続きの簡素化は進めてもらったが、やはりシステム対応や会計検査院の検査対応など負担が大きく、実務上困難であることから、商工中金が引き続き同業務を担うことへの期待は高く、違和感はない。
- ・引き続きこの検討会において、商工中金と民間金融機関の信頼関係や協力関係が一層図られるように議論を進めていただきたい。

【第二地銀協】

- ・地域の中小金融機関の立場から商工中金に期待する役割や今後の在り方について、発言する。
- ・まず、商工中金のこの4年間の取組みについて、受け止めとしては、事業再生等の分野を中心に、連携の事例は増えつつあるものの、一部にはビジネスモデルが逆戻りしないかということ懸念する声も聞かれている。
- ・商工中金に期待する役割としては、現状、地域の中小企業金融は、質・量の両面において、中小企業のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施しているが、商工中金には、そうした地域金融機関の取組みが十分行き届かない場合において、専門的・先進的なノウハウを提供してもらいたい。
- ・地域金融機関が懸念している事項としては、この4年間はコロナ禍という特殊な状況下にあったこと、ビジネスモデルや経営方針が逆戻りしないかということ、政府保有株式の処分が進められたとしても政府出資である「特別準備金」・「危機対応準備金」が残る中で業務が展開されることの3点である。
- ・こうした懸念に対して、商工中金のビジネスモデル・経営方針が逆戻りしないよう、例えば、商工中金の根拠法に、地域金融機関との連携・協調の義務付け、地域金融機関が十分にサービスを提供している分野での競合禁止、ビジネスモデルのモニタリング組織、株主資格制限やガバナンスの在り方について記載してはどうかと考えている。

【全信協】

- ・資料のうち、「信用金庫業界の考え」については、協会事務局としての考えを整理したものであり、業界の総意として決定したものでないことはお含みおきいただきたい。
- ・中小企業・小規模事業者は新型コロナやウクライナ侵攻に伴う物価高騰、GXやDXといった大きな社会構造の変化への対応を求められており、信用金庫は事業者に寄り添った支援や本業支援を行っているところ。今後一層、金融機関や支援機関等が連携して、中小企業・小規模事業者の支援に全力で取り組む必要がある。
- ・商工中金は、不正事案発覚以前は、肩代わり営業や低利攻勢を行うなど、政府系の立場でありながら民業を圧迫しているとの苦情が全国の信用金庫から寄せられており、業界としても当局に対して強く申し入れをしていた。
- ・しかしながら、前回の在り方検討会の中間取りまとめ、そして商工中金の改革プログラムによって、地域金融機関と連携・協調して、中小企業をともに支援していくといったスタンスに変化していったと感じられる。
- ・信用金庫は事業エリアが限定された中小の地域金融機関であるが、地域に密着した店舗網と情報が強みであり、全国ネットワークや高度な金融ノウハウを有する商工中金

とは、相互に補完できる関係性であると考えている。そのうえで、引き続き資料の6ページの①から③のような分野での連携・協業を期待している。

- ・続いて、商工中金の民営化に対しては、連携・協調関係の変化（後退）、事業者への低利営業、地域金融機関システムへの影響の3点を懸念している。
- ・最後に、本検討会への要望事項としては、4点をお願いする。1点目は、連携・協業の関係性の維持・深化を期待しており、商工中金法に民業圧迫回避規定を存置するとともに、連携・協業の規定等も新設して役割の明確化をお願いしたい。これらの規定は、商工中金法第1条の目的に明記することが望ましい。2点目として、商工中金が危機対応業務を担うことは賛成。ただし、真の危機時に限定し、基本的には民間のプロパー融資や保証協会融資に委ねるような位置づけとしてほしい。3点目、仮に政府株式が処分された場合であっても、ガバナンス機能のほか、連携・協業、危機対応業務の状況等をレビューするための第三者機関や委員会の設置を検討いただきたい。4点目、金融機関や支援機関等が丸丸となって中小企業・小規模事業者を支援しなければならない時期であり、仮に商工中金の民営化の方向性が決まったとしても、制度移行へのタイミングは、中小企業・小規模事業者への経営環境を踏まえ、慎重に検討すべきと考えている。

【全信中協】

- ・現在、官民を挙げて事業者の経営の持続可能性の確保に向けた支援に取り組んでいる真っ只中であり、こうした時期に、完全民営化後の商工中金の在り方を検討する必要があるのか。
- ・今後、事業者支援を一層徹底していくためにも、当面の間は、この関係性を維持・向上していくことが最も重要なのではないかと考えている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、日本経済の行く末が見えてきた段階で、改めて商工中金の在り方を検討するという事柄も考えられるのではないかと。
- ・あえて申しあげるとすれば、商工中金には中小企業支援のために、これまで民間金融機関において十分取り組んできたとは言い難い、創業支援、事業再生、事業承継支援といったリスクテイクの分野を主たる業務として担ってもらうのが適切と考えている。
- ・我々としては、商工中金の在り方は、他の金融機関の影響等も考えられることから、関係各界の意見を汲み取りながら、商工中金と民間金融機関との間で、引き続き連携・協業が図られるよう、両者の信頼関係、協力関係がより一層強固になるように結論を急がず、慎重に検討してもらいたい。

【全銀協】

- ・商工中金を含む政策金融については、従来から民業補完原則を大前提として、民間金融機関との公平な競争環境と適切な役割分担の確保が重要であると訴えてきており、競合が起きていないか注意深く確認してきた。
- ・商工中金のこれまでの取組みにより、民間金融機関との協調はより深化していると受け止めているが、このような評価は、コロナ禍という特殊な環境下におけるものであり、平時においても持続可能なビジネスモデルなのか、この点はよく見ていく必要があると考えている。
- ・商工中金の民営化について、政策金融改革における「官から民へ」の大きな流れは原

則不変であると認識しているが、足元のような事業者にとって厳しい経営環境においては、商工中金と民間金融機関が引き続き、現在の協調連携関係を維持して対応する必要があると思っている。

- ・こうした対応を経て、中小企業を取り巻く環境が平時に戻り、商工中金の新たなビジネスモデルが平時においても定着するかを見極めたうえで、民営化はそのスケジュールも含め、慎重に判断すべきではないかと考えている。
- ・業務範囲を含めた商工中金の在り方については、財務面・制度面において、それぞれ直接・間接の政府関与が残る間は、民業とのイコールフットイングに十分配慮した丁寧な検討をお願いしたい。
- ・今後、世界的な経済危機や大規模な自然災害が発生し、民間金融機関のみでは対応しきれないケースも想定されることも踏まえると、危機対応業務という制度は引き続き必要である。
- ・これまで商工中金にその役割を担って頂いた経緯・歴史も踏まえ、民間金融機関としては、コロナ禍で築き上げた相互補完関係や信頼関係を従前どおり維持していただきたいと考えている。

● 最後に、委員からヒアリング対象者への質疑応答を実施。主な発言は以下のとおり。

【委員】

- ・地銀協が実施したアンケートの中で、現場から、「商工中金は収益獲得へのこだわりが強い」という意見が出されているとのことだが、この収益獲得とは具体的にどういうイメージか。
- ・第二地銀協から話のあった「地域金融機関が十分にサービスを提供している分野」というのは、例えば、今回商工中金が住宅ローンをやることをイメージしているのか、商工中金からは人材に関する業務もやりたいという意見もあったが、そうした業務範囲の拡大について懸念を持っているのか、具体的なイメージがお伺いしたい。

【地銀協】

- ・千葉銀行としては商工中金と信頼関係を築いているということは常々発言しているところだが、地銀協が実施したアンケートでは、ある地方の銀行から出された意見として、シローンの組成の際にフィーを取ることを優先する事例があったとの報告を受けている。
- ・本店間の連携はしっかり取れているものの、地銀側も含めて支店同士のコミュニケーションを高めていくことが必要だと理解している。

【第二地銀協】

- ・趣旨としては、住宅ローンをやることの是非や全国一律的な業務範囲の規制の話ではなく、その地域において、民間金融機関が十分ワークしている分野であれば商工中金には遠慮いただき、他方、その地域において、地域金融機関の先進的な金融業務が足りていない分野があれば、商工中金にやっていただきたいということである。

【座長】

- ・評価委員会が始まって一年ぐらいは、収益至上主義的競争が行われているといった報告があったと記憶しているが、地銀協のアンケート結果は直近の話なのか。

【地銀協】

- ・アンケートは1年ごとにとっているため、ここ1年の話である。

【委員】

- ・3点質問する。1点目は、イコールフットイングが重要だという指摘があったが、具体的にそれをどのように実現していくのかお伺いしたい。
- ・2点目は、商工中金のビジネスモデルが逆行する懸念があるということだが、これは、今後商工中金がこういった分野をしっかりとやっていくということを明示するとともに、その範囲を法的に担保したとしても懸念が払拭されないのかお伺いしたい。
- ・3点目は、商工中金の見直しは今やらなくともよいのではないかとの話があったが、今後どのくらいのタイミングでやっていけばよいのか、大まかなタイムスケジュールを持っているかお伺いしたい。

【第二地銀協】

- ・特にお願いしたいのは2点目の逆行懸念。民間金融機関との連携・協調を担保できるような制度的な枠組みは入れてもらうことで、制度的に民間金融機関の懸念を払拭してもらおうことが大事だと考えている。
- ・1点目のイコールフットイングの話についても同様であり、特別準備金が残る場合、民間金融機関との連携・協調や民業圧迫を回避するような制度的枠組みをお願いしたい。

【地銀協】

- ・3点目については、今年度からゼロゼロ融資の返済が本格化し、企業によっては資金繰りが相当厳しくなってくるのが予想されるため、今、改革をやるのかというのが本音。改革の方向性については、皆さん異論はないかと思うので、例えば1年くらい状況を見てみるというのはあるのではないかと考えている。
- ・2点目については、DBJが設置しているアドバイザーボードのように、民間金融機関の意見を聴けるような場を設けることで、牽制を働かせることや、発展的な成長をすることができるのではないかと考えている。

【座長】

- ・少しずつニュアンス違う可能性もあるが、例えば3年とか5年とかそういうタームではなくて、1、2年は様子を見たらいいのではないかというイメージか。

【地銀協】

- ・私見も入っており、協会の総意でないということはありませんが、千葉銀行の場合にはそのぐらいを見ていけば方向性は出せるのではないかということです。

【委員】

- 4点質問する。1点目は、地銀協の資料の中で、「民間金融機関の声を反映する仕組み等が必要」という記載があるが、具体的なイメージはあるか。例えば、商工中金の中に、民間金融機関とコミュニケーションが取れる枠組みを作って、民間金融機関と連携できているかをチェックしていくイメージか。
- 2点目は、タイミングの議論について、今は、中小企業がこれから生き残っていくためのビジネスモデル改革を提案しなければいけない時期であり、そうしたときに、商工中金の専門的なノウハウを上手く活用していくといったことはあるのではないか。中小企業が抱える課題は待ってくれないため、この改革をしっかりと進めていく必要があると思うが、その点どのように考えているかお伺いしたい。
- 3点目は、第二地銀協の資料の中で、「地域金融機関との連携・協調の義務付け」との記載があるが、これは、事務局から紹介があった連携・協調を進める規定を創設すればよいのか、それとも定款に書き込むことで足りるのか、感触をお伺いしたい。
- 4点目は、第二地銀協の資料の中で「ビジネスモデルのモニタリング組織」という記載があるが、これの具体的なイメージは持っているか。中企庁や金融庁の監督でも足りると思うが、モニタリング組織を作らなければならないと考える根拠があれば教えてほしい。

【地銀協】

- 1点目については、民営化に伴い収益の追求に傾斜する可能性があるということで、民間金融機関との適正な競争を担保するための制度的な対応は必要であると考えており、その仕組みとしては先ほど申し上げたDBJのアドバイザリーボードが参考になると考えている。
- 2点目については、現在でも商工中金が企業をしっかりと支えていくことに関して何ら障害がない状況において、この議論を進めていくことがどのくらい優先順位が高いのかということは申し上げたい。ただ、商工中金が汗をかいて頑張っていることは承知しているため、これを妨害する意図は全くないということは改めて申し上げる。

【第二地銀協】

- 3点目の質問については、連携・協業に関する規定を法律の中に入れていただくことで、関根社長が進められた4年間の取組みが逆戻りすることがないようにしていただきたい。
- 4点目の質問については、イメージとしては、地銀協からお話があったDBJのアドバイザリーボードや評価委員会のような政府が有識者を集めるという形式だと思っている。

【座長】

- 政府、あるいは第三者的なものがどうモニタリングしていくかというのは制度的には難題。ガバナンスやコンプライアンスというのは、言いたいことだけ言うが、責任取らないというわけにいかない。責任取るのだったら、強力なものでなければいけない。外部に諮問委員会を作っても、それはある意味でアリバイづくりや、隠れみものになってしまうようなリスクもある。以前、関根社長から、監査等委員会設置会社への移行

も考えているという発言があったが、現段階でどんなイメージか。

【商工中金】

- ・ガバナンスに関しては、商工中金は、半官半民であることにより、経営の責任の所在が不明確であったことが最大の問題であったと考えており、それが、過去の不祥事の根本原因であったのではないかと思っている。官なら官、民なら民、どこが、誰が責任を持って経営するのか、そこを明確にすることが大事と考えている。
- ・前回の在り方検討会の中でも、「完全民営化」、「規模を縮小して日本公庫と統合」、「市場から撤退」という3つの選択肢が示され、そこでも現状維持という選択肢はなかった。
- ・商工中金のガバナンスを正常化するためには、政府株を全て処分すべきであり、純粋に民間の発想で経営の合理化等を進めることで、お客様第一の経営をしていくことが必要であると考えている。
- ・私どものお客さまが望む民営化は、前回のこの検討会で提出された要望書にもあったとおり、株式上場ではなく、現在の株主資格制限を残した形での民営化。
- ・組合及びその傘下の中小企業が100%のオーナーになることで、自分たちのための金融機関ということを確認し、自分たちの価値向上、地域経済の活性化に全力を尽くして欲しい、それが私どものお客さまの願いであり、私どもはその思いに反するような経営はできない。
- ・金融機関が懸念している民業圧迫については、商工中金は地域金融機関と連携・協業することが絶対に必要であり、地域金融機関の力を弱めるような行為は、商工中金の株主である中小企業にとってもマイナスになる行為であることから、民業圧迫をするようなことは起こり得ない。
- ・なぜ今なのかということについては、変化の激しい、厳しい環境だからこそ、私は今だと思う。停滞は衰退である。現在、商工中金は民間金融機関ができることができない仕組みとなっているため、その分野をイコルフットイングしていただくことで、民間金融機関と一緒にあって事業者を支えていくことが必要だと考えている。
- ・この4年間、完全民営化に向けて全面注力せよということで、しっかり経営改革に取り組んできた。ここで、そうではないと言われたら、職員のモチベーションが下がってしまい、そのことを私は一番懸念している。今までやってきた努力をこれからも続けていくためにも、時期を逃さず、改革を進めていくことが絶対に必要だと思っている。
- ・収益至上主義に対しては、私は、常々低金利でのボリューム拡大と、顧客ニーズ以外の営業は絶対にしないよう言っており、それが顧客や、地域金融機関に評価していただいているともと考えている。

【委員】

- ・今、商工中金の未来に向けての話をしている中で、過去の事例がたくさん出てくるとは、商工中金のイメージが過去に戻っていくような印象を与えてしまうのでそこは変えた方がよいと思う。
- ・金利の話については、私の周りの商工中金の取引先企業が望んでいるのは、商工中金からの低金利での融資であると思う。このため、そこはしっかりアピールしていかな

いと、まだまだ勘違いされている企業がいると思っている。

- ・金融機関から時期尚早との話が出されたが、では、時期尚早でないのはいつなのか。ここまで話が進んでいるのであれば、まずスピーディーに対応してみて、その後どうなるかは、それは皆さんの自己責任。とにかくまずやってみて、結果がどうなるかで、また対応していくということだと思う。

【委員】

- ・支援機関の立場から言うと、安易な民業圧迫論はまずいと思う。我々から見ると、頑張っていないメインバンクも結構ある。そうした中で、一方的にアンケート調査によって、商工中金だけが悪者になっている印象を受ける。どういう事例で、実際にどうだったのかということをしっかり見た上で、低金利や肩代わり競争になっていれば問題だが、ゼロゼロ融資の肩代わりや、経営者保証ガイドラインの問題が出ている中で、民間金融機関がどうやって頑張っていくかということへのチェック機能があまり働いていないように感じる。
- ・冷静に、中小企業のためにどうしたら良いのかということ金融機関全体で考えていただき、その中で、商工中金の役割はどうしていくかということを議論いただきたい。

【座長】

- ・金融機関団体からの意見を整理すると、民営化の方向性は不可ではないが、ゼロゼロ融資も終わり、これから返済が大変になっていく中で、なぜ今なのかという意見がほぼ共通していた印象。
- ・個別論としては、特別準備金を残すのであれば、民業圧迫は困る、地域金融機関との連携・協業については、制度的な担保を用意してほしいという意見だったが、連携・協業については、法律的にどう書くかとハードルがあるのではないかと。商工中金が民営化した場合、民間と民間とが連携・協業しなさいということを書けるのかという問題。この民間金融機関の懸念に対して、関根社長がいなくなってもできるかということはどう担保するかは、少し事務局でも検討いただきたい。
- ・民間金融機関の声を反映させる仕組みを作してほしいという意見もあった。過去、金融業の競争条件をどうやって整えていくか検討したときは、お互いに競争する基盤を整えば、そこから先は自由に競争していくことが、利用者にとって最大の利便ではないかという議論になったことがあった。商工中金における議論でも、民営化したらその議論と同様だと思うが、その場合、一部残る特別準備金などは考慮する必要がある。
- ・タイミングの問題については、過去30年間の中小企業の業況DIを確認すると、中小企業にとって、実は平時と呼べる時期はないのではないかと知っている。既にこの状況というのが平時になってしまっているというのが、マクロで見たときの事実。
- ・全国の貸出シェアを見ると、メガバンクが40%くらい、第一地銀が34%くらい、第二地銀が8%くらい、信金が12%くらい、信組が2%くらいという状況。これに対して商工中金のシェアというのは2.5%に過ぎず、シェア2.5%の金融機関が民営化された場合、40%、30%のシェアを持っている金融機関に対する脅威というのは何なのかという点も論点になると思っている。

【全信協】

- ・シェアの議論は、信用金庫の平均預金量は5,000億円程度であり、業態単位で見ると、個別金融機関で見るとのでは違うということを申し上げる。

【事務局】

- ・全信協からレビューといった話をいただいたが、例えば、商工中金には半年に1回業務報告書を役所に提出する仕組みがある。仮に連携・協業の規定を作った場合には、連携・協業の取組みを業務報告書に記載して、役所として半年に1回しっかりフォローして必要な対応をとるという工夫があるのではないかと考えている。

以上